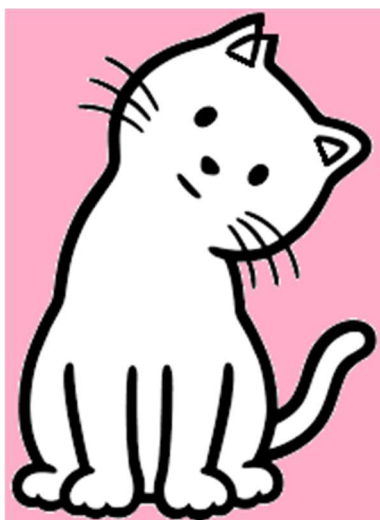


野良猫に対する地域猫活動ガイドライン

～「飼い主のいない猫」との共生に向けて～



令和3年4月
半 田 市

1. はじめに

半田市では、近年、糞尿をはじめとした野良猫にかかわる相談・苦情が多く寄せられています。このような野良猫に関する問題の要因には、無責任に猫を捨てる人や外飼いする人、“かわいい”あるいは“かわいそう”だからといって野良猫に無責任にエサを与える人がいることにあります。また、野良猫による被害などが原因で、住民間のトラブルに発展することも珍しくありません。

このような野良猫の問題は、「地域猫活動」で解決を図ります。「地域猫活動」とは、野良猫を地域から排除するのではなく、野良猫を『地域の生活環境問題』としてとらえ、地域住民が主体となり、野良猫に不妊去勢手術を行うことで繁殖を防ぎ、ルールに基づく給餌、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行います。そして、少しずつ野良猫の数を減らしながら、野良猫による被害及び住民間のトラブルを減らすことを目的とした活動のことで、人と野良猫が共生していくための有効な方法の一つとして全国の自治体で行われている活動です。

本ガイドラインは、「地域猫活動」の適切な運用を図るため、基本となる事項、方向性及び考え方について示したものであり、猫が好きな人、猫が苦手な人、ともに平和に暮らせるまちづくりを目指します。

2. 目的

本ガイドラインでは、猫の本能・習性や適正な飼養及び管理の重要性について、愛猫家のみならず、地域住民も共通の理解、認識を持つことにより、人と猫が快適に共生できるまちづくりを進めることにより、将来的に野良猫をゼロにしていくことを目的としています。

3. 基本的な考え方

【猫を飼う場合】

猫を飼うことにあたり、猫の生態及び習性等の猫に対する正しい理解と、飼うことに対する社会的責任(マナー・モラル)を自覚し、適正に管理することで、猫の存在が広く地域住民に受け入れられるよう心がけることが大切です。

そのために猫の飼い主は、終生飼養、屋内飼養、身元表示、不妊去勢手術を実施し、新たな野良猫を増やすことのないよう、飼い主としての責任を自覚しなければなりません。

【野良猫の場合】

野良猫に対しては、不妊去勢手術を実施することで繁殖を防ぐ、エサを与える場所と時間を限定し、猫が食べ終わったら片付ける(置きエサをしない)、糞尿の後片付けをするなど、地域でルールを定め、適正に管理する「地域猫」として、その生涯を見守ることで、野良猫の減少を図ります。

4. 定義

(1) 飼い猫

特定の飼い主が飼養し、または管理する猫のことで、その飼養環境によって、「内猫」と「外猫」に分類します。

(ア) 内猫

飼い猫のうち、屋内のみで飼養されている猫のこと。糞尿の処理や不妊去勢手術、疾病予防等については、飼い主に管理されています。

(イ) 外猫

飼い猫のうち、屋内外を自由に往き来できる猫のこと。糞尿の処理や不妊去勢手術、疾病予防等については、飼い主が管理できていない猫もいます。

(2) 野良猫

明確な所有者がおらず、地域住民による管理もされていない猫のこと。

(3) 地域猫

特定の飼い主はいないが、エサや糞尿の処理、不妊去勢手術について管理されている猫のこと。

5. 猫の本能・習性

(1) 繁殖

オスは、生後6か月頃から初歩的な性行動が見られるようになり、一般的には、生後18か月頃から放浪、ケンカ、尿を壁などに吹き付ける尿スプレーが顕著となります。

メスは、生後4～12か月頃から発情が始まり、一般的に発情の頻度は年に4回、約3か月の間隔で約1週間続きます。猫の妊娠期間は約2か月で、1回の出産で3～8頭の子猫を産みます。

(2) 社会生活

猫は、一般的に単独で生活し、一定の広さの縄張りを持ちます。縄張りは、他の猫と重複することがありますが、同じ場所であっても時間帯等で住み分けなどを行っています。

エサとなるものが少なければ広い縄張りが必要になりますが、エサとなるものが多ければ縄張りは狭くても問題ないため、屋内だけで飼養しても猫がストレスを感じることはありません。

(3) 行動範囲

外猫の場合は主に飼い主の家とその周辺の庭程度、内猫の場合は飼い主の家が行動範囲となります。また、メスや去勢されたオスの行動範囲は小規模で狭くなると言われていますが、去勢していないオスは、移動距離が500m～1km(去勢済みなら250m～500m)あり、発情期には近くにメスがいないと、メスのいるところまで遠距離の移動をすることがあります。

(4) マーキング行動

猫が汗や尿などを環境中に残す行動で、自分の存在を他の猫に知らせる意味を持ちます。これにより猫は縄張りを主張したり、交配相手を探したりすることができます。

(5) 爪とぎ

猫の特徴的な行動で、常に伸びる爪を適当な間隔で研ぐだけではなく、生活圏に爪痕を残す視覚的マーキングと、足の裏から出る汗を残す臭覚的マーキングを同時に行う役割があります。

(6) 尿スプレー

縄張りを主張する時や不安を感じた時などに尾を上げて柱などに尿を噴射する行動です。オスは去勢手術をすることで、この尿スプレーを抑制することができます。

(7) 擦り付け

顔や脇腹を擦り付ける行動で、人に対しては安心や親愛の情を示していると考えられており、猫同士で擦り付けるのはコミュニケーションのひとつと考えられています。

(8) 鳴き声

子猫が母猫に甘えたり、訴えたりする鳴き声、母猫が子猫を呼び寄せたりする鳴き声、発情期の誘い合うような鳴き声など、猫同士のコミュニケーションの手段として使われているほか、警戒や威嚇、闘争の鳴き声などがあります。

(9) 夜行性

猫は本来、夜行性の動物で、闇夜でもよく目が見えます。そのため夜間に活動が活発化しますが、夜間ずっと活動しているわけではなく、昼夜問わず寝たり起きたりの生活をしています。

(10) グルーミング(毛づくろい)

全身を舐めたり、前肢で顔を洗ったりする行動で、皮脂腺を刺激して毛に防水性を保たせることや、暑いときの体温調節など健康を保つための基本行動です。過度なグルーミングは強いストレスを感じている可能性があり、不十分なグルーミングは病気等の異常がある可能性があります。

(11) 排泄

花壇などの軟らかい砂地や土に排泄することを好み、排泄物を埋めて隠す習性があります。また、排泄場所を決める習性があるため、特定の場所に排泄するようしつけることができますが、清潔にしておかないと、汚れた砂などを嫌って他の場所で排泄してしまうことがあります。

(12) 寿命

屋内飼養の猫の平均寿命は、ペットフードの改良や動物病院受診率の上昇など飼養環境の向上により年々伸びており、約15年程度とされています。なかには、20年以上生きた猫もいます。ただ野良猫の寿命は、一般的に4～5年とされています。

6. 飼い猫の適正飼養

猫の飼い主の心構え(責務)

猫の飼い主は、以下のことに留意してください。

(1) 終生飼養を行うこと。

終生飼養とは、最期を看取るまで飼うことを言います。最も基本的で最も重大な飼い主の責任です。どうしても飼うことができなくなった場合は、責任をもって新しい飼い主を探しましょう。また、飼い始めた猫を途中で捨てることは、動物愛護管理法違反になり、重罰が規定されています。

(2) 屋内飼養を行うこと。

猫は屋内だけでも環境を整えてあげれば幸せに暮らすことができます。屋内で飼うことにより、飼い猫が交通事故や迷子になる恐れがなくなるほか、他の猫とのケンカによるケガや感染症を防止できます。また、鳴き声や糞尿などで近所に迷惑をかけることもありません。

(3) 不妊去勢手術を行うこと。

猫は生後約半年で妊娠が可能になるとされています。手術を施されていない野良猫や外猫から子猫が生まれ、繁殖すると、糞尿や鳴き声による苦情の原因や、多頭

飼育崩壊にもつながります。不妊去勢手術を行うことで、望まない繁殖による不幸な子猫が増えることを防ぐことができます。

(4) トイレのしつけを行うこと。

トイレのしつけがされていない外猫は、公共の場所や他人の敷地に排泄して迷惑をかけます。猫は自分の糞尿を一定の場所に埋める習性があるので、市販のトイレ砂などにマタタビなどを仕込んだ猫用トイレを、自宅に設置することで、簡単にトイレのしつけができます。

(5) 飼い主の明示を行うこと。

猫が迷子になるのを防止するために、迷子札など飼い主の身元が分かるものを装着することが重要です。さらに、マイクロチップ(※)を装着することで、迷子札が外れた時や災害発生時に保護された場合でも、確実に飼い主を特定することができます。なお、迷子札には、飼い主の名前と連絡先を明記しましょう。

※マイクロチップとは？

動物の個体識別装置で、直径2ミリ、長さ8～12ミリの円筒形の電子標識器具です。動物病院等で、注射針より少し太い専用の注入器(インジェクター)を使って猫の皮下に埋め込みます。痛みは普通の注射と同じくらいといわれており、麻酔等は必要ありません。チップには世界共通の15桁の数字が記録されており、この番号を専用の読取器(リーダー)で読み取ることで、猫の個体識別が可能になります。



令和元年6月、犬や猫に所有者の情報を記録したマイクロチップ装着を義務付ける改正動物愛護法が成立しました。登録された犬や猫を購入した飼い主には、情報変更の届け出が義務付けられます。既に飼養されている犬や猫への装着は努力義務ですが、マイクロチップを装着することで、迷子になった犬猫の特定が可能となり、また、遺棄抑制につながると言われています。ほかにも、生後56日以内の犬猫の販売禁止や動物虐待に対する罰則強化も行われました。

(6) 正しい知識を持つこと。

猫の習性などを知ることによって猫の行動を理解することができます。例えば、猫は爪の手入れやマーキング、気分転換などの目的で爪とぎをします。猫のお気に入りの爪とぎグッズを自宅に用意しましょう。

(7) 健康管理に気をつけること。

食欲、動作、排泄物などに異常がないかを日頃から注意しましょう。異常が見つかったら、早めに獣医師に相談しましょう。猫は、感染症や生活習慣病など様々な病気にかかるので、定期的な健康診断やワクチン接種などの感染症予防、ノミ・ダニの予防などの健康管理は、獣医師と相談して適切に実施しましょう。

7. 地域猫としての野良猫の管理

地域猫の世話をする人の心構え(活動の主体)

基本的な心構えは、猫の飼い主の場合と同じですが、地域猫の世話をする場合は、“かわいそう”と思う気持ちで無責任にエサを与えることによって、結果的にその地域の猫の頭数が増え、近隣トラブルや苦情の原因になることが多く、猫自体が嫌がられる存在となってしまうことがありますので、以下のことにも留意しましょう。

(1) 地域住民の理解を得ましょう。

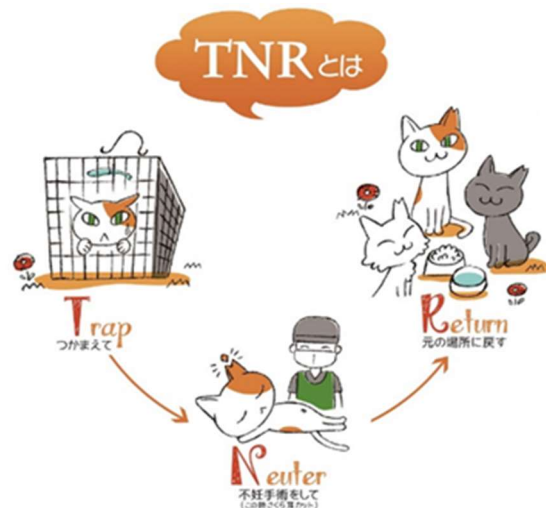
野良猫が地域猫として、その地域で生活するためには、地域住民の理解が不可欠です。活動の趣旨や内容、世話をしている猫について地域住民への具体的な説明や活動状況の定期的な報告のほか、率先して町内の美化活動に取り組むなどして地域の理解を得ましょう。また、一人では負担が大きく活動を続けることが難しくなります。できるだけ仲間を集めて役割を分担しながら長く活動することが大切です。代表者を決めて責任の所在を明らかにすることも必要です。

(2) 不妊去勢手術をしましょう。

野良猫の繁殖を抑え、数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施します。手術のときに手術済の印である耳先カットを行い、その後は元の場所に戻します(Return)。このような活動をその頭文字を取って『TNR活動』と呼びます。不妊去勢手術をすることで、これ以上猫の数が増えないようになり、発情期の鳴き声や尿スプレーなどが減少します。



不妊去勢を行い、さくらねことなった猫



(3) エサやりのマナーを徹底しましょう。

エサは、管理する猫に限定して、決まった時間に、適切な量を与え、食べ終わったらその場で片付けましょう。置きエサは不衛生な上、他の地域から猫が流入する原因となります。エサ場の周辺は常に清潔が保たれるよう配慮をしましょう。

看板は、下記のようなものにとすると効果的です。

この地域で耳先が V 字カットされた猫は、不妊去勢手術を行い、適正にエサを与えていますので、無断でエサをあげないでください。 半田市

(4) 猫用トイレを設置しましょう。

トイレの場所は、あまり目立たず、雨を避けられる乾いた所で、エサ場から少し離れた他者に対して迷惑にならない場所が適当です。砂地や軟らかい土がトイレになります。また、砂や土の中にマタタビを仕込むことで効率的にしつけを行うことができます。地域の方々に協力していただき、適切な場所にトイレを設置しましょう。

(5) 新しい飼い主を探しましょう。

地域猫活動としてのエサやりは、緊急的、一時的な方法であることを理解し、猫を屋内で飼養してもらえる新しい飼い主を探しましょう。

8. 地域猫活動における役割分担

地域猫活動は、野良猫対策として有効なものであり、地域住民、市、ボランティア、県動物愛護センターが官民一体となって、活動を続けることが理想です。

(1) 地域住民

① 地域猫活動を実施します。

地域猫活動は、地域住民が主体となり行う活動です。そのため、活動に対して理解することが必要です。また、活動に賛同し、世話などを行わなくても、活動について認知し、見守る姿勢を持つことが重要です。

② 半田市地域猫活動「キャットサポーター」制度を活用できます。

半田市地域猫活動「キャットサポーター」として登録することで、市から活動に対する支援が受けられます。

※キャットサポーター制度とは

地域猫活動の主体者として活動する人を支援する半田市独自の制度です。キャットサポーターとして登録された人は、市から地域猫活動に関する様々な支援を受けることができます。

(2) 市

① 猫に関するマナー・モラルの向上啓発に努めます。

猫の飼養に関する正しい知識とマナー・モラルについての普及啓発を行うとともに、地域住民に本ガイドラインに基づき、野良猫対策に関する行政の方針を示します。

地域猫活動に対する理解や協力を求めるため、市報やホームページでの広報、チラシ作成、地域説明会の実施などにより、ボランティアと連携したノウハウの情報提供を行います。



② 地域からの要望に対応します。

相談等を受け付け、現地を確認し、必要に応じてボランティアや関係機関との連携による対策を模索します。

③ 半田市地域猫活動「キャットサポーター」制度を運営します。

地域猫活動を行いたいという希望者に、地域猫活動の目的や方法を説明し、要件を満たした個人や団体をキャットサポーターとして登録します。

④ 地域猫活動を行うために必要な備品の貸出しなどを行います。

野良猫の TNR 活動を行うための捕獲器の貸出しや地域猫のための猫用トイレの資材などを提供し、地域猫活動に取り組むための支援を行います。

⑤ 地域猫活動を周知するための回覧用チラシを提供します。

(3) ボランティア

① 地域猫活動の普及啓発を行います。

② ノウハウの提供を行います。

(猫の捕獲や手術に関すること、地域猫活動の具体的な進め方の周知や指導、住民からの猫相談対応など)。

③ 新しい猫の飼い主探しの手伝いをします。

※「キャットサポーター」は「ボランティア」に含みません。「ボランティア」は地域猫活動を行うための支援をする個人や団体のことを言います。

(4) 県動物愛護センター

会合等へ出席し、猫に関する法律と地域猫活動について説明を行います。

9. 地域猫活動の流れ

(1) 活動グループの結成

周辺で野良猫のことを気にかけている人や、多くの経験を積んでいるボランティア活動をしている方々などを募りましょう。

(2) 地域の合意を得る

説明会の開催や回覧板、掲示板などで活動を周知します。他の地域からの捨て猫を防止するためにも地域で活動を行っていることをお知らせし、理解と協力を求めることが重要です。



(3) 地域の現状や対象猫の把握

地域で何が問題になっているのか、どんな対策が必要なのかを整理します。地域にいる猫の数、性別、エサ場、被害状況などの情報を集め、現状を把握しましょう。

(4) 活動のルール作り

エサやりの場所や時間、トイレの場所、掃除の方法、グループでの役割分担などについてルールを作成しましょう。

(5) 不妊去勢手術の実施

野良猫の繁殖を防ぎ、数を減らしていくために対象となる猫を捕獲し、不妊去勢手術を実施します。手術済みであることを識別するため、不妊去勢手術した猫の耳にはV字カットを施し(オスは右側、メスは左側)、元の場所に返しましょう。



不妊去勢後に地域に戻された猫



不妊去勢実施後の猫

(6) 活動ルールに基づく地域猫の管理と実施

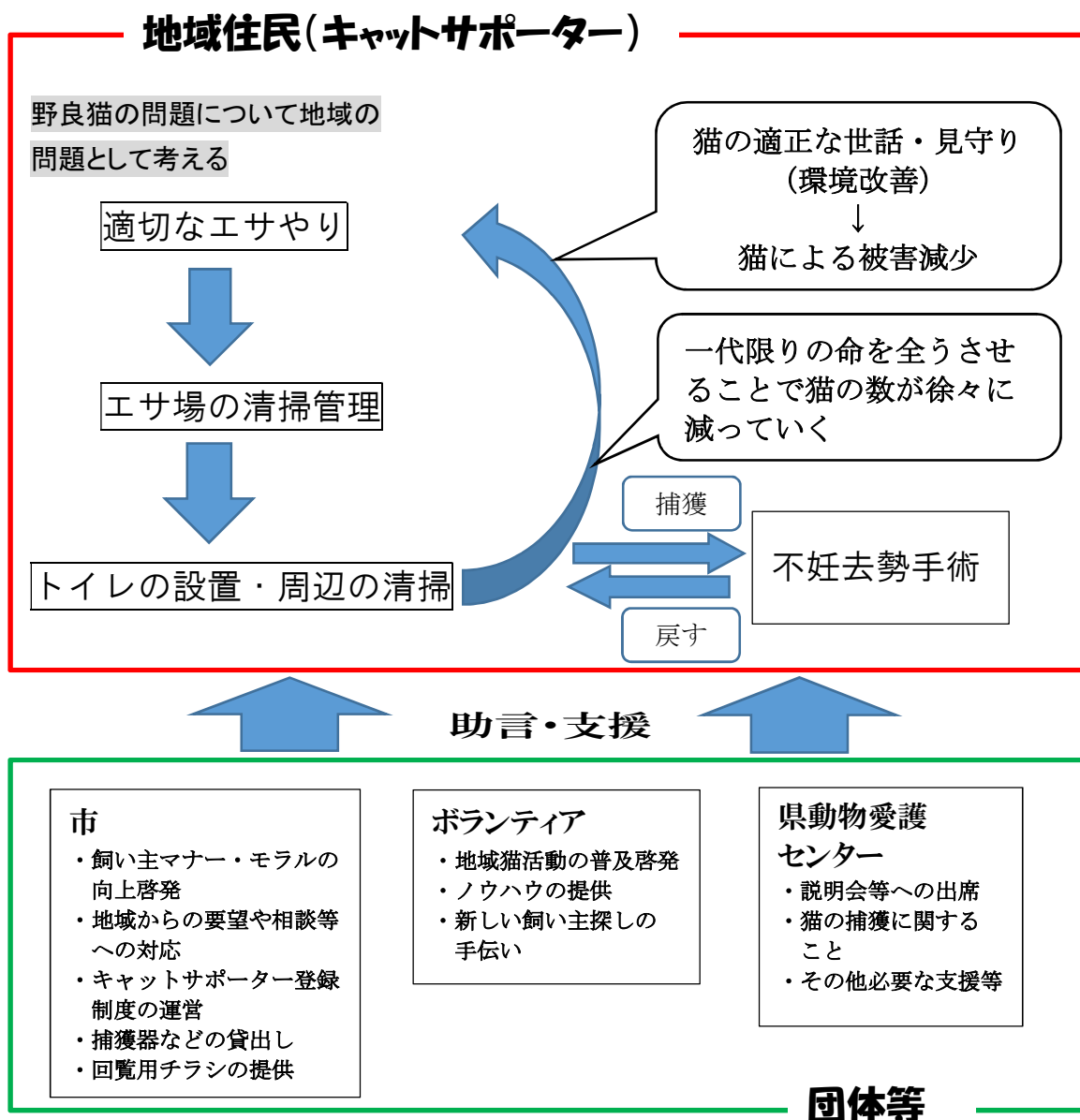
あらかじめ地域で決めた活動ルールに従って、エサや排泄の管理を行っていくほか、猫カルテなどで世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

地域猫が人に馴れてきたら、飼い猫として屋内で飼養されるよう、地域全体で飼い主探しに努めましょう。

(7) 活動報告

活動を行なっていることのお知らせや地域の理解を深める上でも、野良猫の状況や活動の状況を適宜、地域全体に報告しましょう。

関係者等の小さな輪を中心に、目の前にいる猫のTNRやエサやりの方法の改善から始めましょう。そして、少しずつ周辺の理解を深めていき、最終的には理想的な地域猫活動を目指します。



10. 野良猫の被害に困っている場合の対処法

(1) 野良猫の侵入防止対策

敷地内での猫による糞尿やいたずら被害、子猫の出産などで困っている場合には、まず家の周囲の不要品などを片付け、猫が隠れることができる隙間をなくしましょう。また、猫が敷地に入らないようにする方法としては、忌避剤を使用する方法(市販の忌避剤、香りの強いハーブなどの植物を植える、木酢液、クレゾール液、ナフタリン、米のとぎ汁など)、物理的に猫が嫌がる構造(砂利、突起状シートを敷くなど)にする方法などがあります。

(2) エサになるものへの対策

地域に野良猫が居着くには、いくつかの要因があります。最も重要な要因は、野良猫のエサとなるものが、その地域にあることです。エサがなければ、野良猫は生きていけないので、どのようにしてエサとなるものを得ているのか確認する必要があります。

なお、平成24年8月28日付「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議の第8項」により、現在は半田市や愛知県動物愛護センターをはじめ、公的機関による野良猫の捕獲駆除、保護及び引き取りをしていません。

11. 遺棄・虐待に関する法律と罰則(第44条)

犬猫の殺傷はもちろん、子犬や子猫を捨てる行為や、必要な食事や水を与えないといった行為などは絶対に行ってはなりません。飼い主には大きな責任があることを自覚しましょう。

【遺棄】

犬や猫などの愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。



【虐待】

犬や猫などの愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

飼い猫はもちろん、野良猫についても遺棄することは犯罪です。

◎動物の愛護及び管理に関する法律の改正〔令和元年6月12日〕

インターネットに犬や猫の虐待動画を投稿するなど、悪質なケースが後を絶たないため、改正法は動物虐待罪を厳罰化しました。

ペットの殺傷に対する罰則を現行の「2年以下の懲役または200万円以下の罰金」から「5年以下の懲役または500万円以下の罰金」に引き上げました。(第44条)

また、生後56日(8週)以下の犬、猫の販売を原則禁止としました。(第22条の5)

12. 災害への備え

災害発生時には、自分の身の安全を確保し、大切なペットと同行避難（一緒に避難すること）することを推奨します。飼い主は、非常時に慌てず行動し、家族の一員であるペットを守るためには、日頃からペット用の避難用品や備蓄品を用意しておき、避難するときに使用するキャリーケース等に、ペットが抵抗なく入るよう練習をしておきましょう。

市では、飼い主が準備しておくことについてまとめたチラシ「ペットの災害対策」を配布しています。

13. 地域猫に関するQ&A

Q. エサはどうやって与えるの？

A. エサを与える場所を決め、できるだけ同じ時間に与えます。水も与えてください。猫が食べ終わったら、残りのエサは片付けてください。他の動物が来ないようにするため、置きエサはしないでください。



Q. 猫用トイレはどうやってつくるの？

A. 猫は清潔な場所を好み、砂地や軟らかい土を選んで糞尿をする習性があります。できるだけまとまってさせるために次の点を考慮してトイレを設置してください。また、トイレ用資材の中にマタタビを仕込むと効果的です。

- ①雨のかからないような乾いた場所を選びましょう。
- ②砂や土を少し盛り上げるようにしておきましょう。
- ③エサ場から少し離れたところに、トイレを設けましょう。



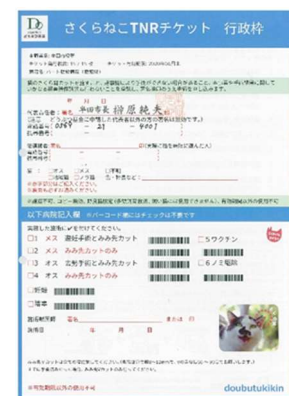
例) 地域猫用のトイレ

Q. エサやりやトイレの管理は誰がするの？

A. 地域住民の方が行います。「エサやり」や「トイレの管理」、「周辺の清掃」について、それぞれ担当する方を決めて実施してください。地域猫による被害を防ぐための、最も重要な活動になります。

Q. 不妊去勢手術をする費用はだれが負担するの？

A. 猫の不妊去勢手術費については、現在本市での補助等はありません。そのため、原則、活動をする方の自己負担となりますが、自治区・地域住民との話し合いで寄付を募る



さくらねチケット

などの方法も考えられます。また、公益財団法人どうぶつ基金が「さくらねこ無料不妊手術事業」として、交付しているチケットを利用することで、該当する支援動物病院で、無料で不妊去勢手術を行うことができます。その他、公益財団法人日本動物愛護協会が「犬猫の殺処分低減活動」として、全国を対象に飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部を助成しています。

Q. 不妊去勢手術をする時はどうやって捕まえるの？

A. 猫は警戒心が強く、いざ捕まえようとしてもなかなか上手に捕まえることができません。数回に分けて行くと、猫同士のコミュニケーションで警戒心がさらに強くなるため、できる限り短期間で捕まえるようにしてください。時間と場所を決めてエサを与えていれば、猫は、その時間、その場所に姿を現すようになりますので、そのときに捕まえましょう。また、本市では猫の捕獲器の無料貸し出しを行っており、貸し出しを受けた捕獲器を使用して捕まえた猫を不妊去勢していただいた事例も多くあります。



野良猫に対する地域猫活動ガイドライン
～「飼い主のいない猫」との共生に向けて～

令和3年4月発行

半田市市民経済部環境課